



日本医学会と日本医師会

副会長 佐野文男

4年に1回開催される日本医学会総会は、本年、およそ100年の節目となる第25回を迎え、平成11年3月30日より4月8日までの10日間（学術講演は4月2日から4日までの3日間）、東京国際フォーラム、ホテルグランパシフィック、東京国際展示場（東京ビッグサイト）の3か所、29会場で開催された。今回の総会では、医学の進歩を反映させるという従来の基本理念を維持しつつ、医療は医師だけではなく、広く人々の連携の上に成り立っていることを再認識するべく、テクノロジーとしての医療だけでなく、医療の根底にある普遍の真理“人間愛”を主題とし、メインテーマを「社会とともにあゆむ医学 開かれた医療の世紀へ」とされた。ややもすると閉鎖的な世界ととられていた医学、医療を正しい形で広くわが国の社会に浸透させようとすることは、大きな価値観の変革をもたらすものであり、100年の歴史にふさわしいテーマであったと思う。

さて、日本医学会の創立を見ると第1回は日本聯合医学会の名称で明治35年(1902)4月に基礎医学、臨床医学の16分科会を持って開催されている。それに先立って明治23年(1890)と明治26年(1893)の2回、日本医学会として開催されているが、これは現在の日本医学会の歴史とは無関係であったとして扱われ、第1回が開催された経緯がある。日本聯合医学会は分科会加盟の問題などから連盟方式が困難となり、第3回からは日本医学会と改称された。日本医師会との関係述べることから、戦前の部分は参考資料に譲るが、昭和26年(1951)4月に田宮猛雄会頭（23年日本医学会長、25年日本医学会長に再任、3月日本医師会長に就任、7月辞任、27年日本医師会長に再選）のもとで開催されていた第13回日本医学会におい

て、前回の第12回日本医学会で議論され、決議事項として受け継がれた重要懸案の2件、すなわち日本医学会を恒久的常置機関とすること、日本医師会との合流を究極の目標とすべきことが引き継がれ、役員の大急な対応と熱意によって各分科会の理解と合意を得て、日本医師会との折衝が行われた。当時は日本医師会も北海道医師会や他の都市の医師会と同様に、まさに戦前の官製日本医師会から戦後の連合国総司令部(GHQ)の指導による新生の日本医師会を改組中であったが、日本医師会代議員会で全会一致で合体することが可決された。それに基づいて日本医師会定款に新たな条項が追加され、昭和23年(1948)3月8日に日本医師会と日本医学会が合体し、日本医学会が日本医師会の中に常置されることとなったのである。従ってこの第13回日本医学会はこれまでの日本医学会と日本医師会が合体し、恒久的な組織となった日本医学会の最初の学術大会・総会となったわけである。当時の日本医師会定款では第7章に学会という項目が新たにおかれ、33条から38条までに関連する要項がまとめられ、さらに、日本医学会施行細則が定められ、学術大会が4年に1回開催することなどが条文化されたのである。現在の日本医師会定款では第10章日本医学会の第40条に「本会に日本医学会（以下「学会」という。）を置く。」とされ、さらに第42条目的では、「学会は本会と密接な連携の下に、医学に関する科学及び技術の研究促進を図り、医学及び医療の水準の向上に寄与することを目的とする。」としている。そして、第43条の事業では(1)日本医学会総会の開催、(2)日本医学会シンポジウムの開催、(3)医学及び医療に関する情報の収集と伝達、(4)その他学会の目的達成上必要な事業、とあり、まさにそのと

おりの事業が行われている。その他、日本医学会は国や公共団体からの諮問機関として医学・医療上の意見や役割を求められること、日本医学会特別シンポジウムの開催、日本医学会医学用語辞典の刊行、現在93の加盟分科を有する日本医学会の新規加盟学会の審査、学会認定医制における認定医の公認に関する三者懇談会等、恒常的な活動が展開されている。

日本医師会および日本医学会がお互いの歴史と立場を尊重し、両者が互いに車の両輪のごとく補完し合う学術団体として発展し、今日に至っているのである。

参考資料

- 1) 日本医師会創立50周年記念事業推進委員会記念誌編纂部会：日本医師会創立記念誌 戦後五十年のあゆみ、日本医事新報社、東京、1997.11.1.
- 2) 北海道医師会：北海道医師会史1979、創立50周年記念、山藤印刷、札幌、昭和54年10月10日.
- 3) 北海道医師会：北海道医師会史1999、創立50周年記念、山藤印刷、札幌、平成11年3月.
- 4) 第25回日本医学会総会記録委員会編：日本医学会総会、百年のあゆみ、中山書店、東京、1999.4.2.

表 1 日本医学会総会（第 1～25回）資料 1）

回次	開催年	西暦	開催地	会 頭	回次	開催年	西暦	開催地	会 頭
第 1 回	明治35年	1902	東 京	田口 和美	第15回	昭和34年	1959	東 京	内村 祐之
第 2 回	明治39年	1906	東 京	北里柴三郎	第16回	昭和38年	1963	大 阪	今村 荒男
第 3 回	明治43年	1910	大 阪	青山 胤通	第17回	昭和42年	1967	名古屋	勝沼 精蔵
第 4 回	大正 3 年	1914	東 京	大沢 謙二	第18回	昭和46年	1971	東 京	沖中 重雄
第 5 回	大正 7 年	1918	東 京	緒方 正規	第19回	昭和50年	1975	京 都	平沢 興
第 6 回	大正11年	1922	京 都	荒木寅三郎	第20回	昭和54年	1979	東 京	樋口 一成
第 7 回	大正15年	1926	東 京	佐藤 三吉	第21回	昭和58年	1983	大 阪	吉田 常雄
第 8 回	昭和 5 年	1930	大 阪	佐多 愛彦	第22回	昭和62年	1987	東 京	中尾 喜久
第 9 回	昭和 9 年	1934	東 京	入沢 達吉	第23回	平成 3 年	1991	京 都	岡本 道雄
第10回	昭和13年	1938	京 都	森島 庫太	第24回	平成 7 年	1995	名古屋	飯島 宗一
第11回	昭和17年	1942	東 京	長与 又郎	第25回	平成11年	1999	東 京	高久 史麿
第12回	昭和22年	1947	大 阪	楠本長三郎					
第13回	昭和26年	1951	東 京	田宮 猛雄					印 日本医師会長
第14回	昭和30年	1955	京 都	松本 信一					

表2 歴代の日本医学会会長(資料1)

初代	田宮猛雄	(昭和23年4月1日~昭和38年7月11日)
	小林芳人(代行)	(昭和38年7月12日~昭和39年3月31日)
第2代	小林芳人	(昭和39年4月1日~昭和51年3月31日)
第3代	熊谷洋	(昭和51年4月1日~昭和59年3月31日)
第4代	太田邦夫	(昭和59年4月1日~平成4年3月31日)
第5代	森 亘	(平成4年4月1日~現在)

表3 日本医学会分科会(平成11年3月現在)(資料1に加筆)

1 日本医史学会	25 日本整形外科学会	49 日本医真菌学会	72 日本核医学会
2 日本解剖学会	26 日本産科婦人科学会	50 日本農村医学会	73 日本不妊学会
3 日本生理学会	27 日本眼科学会	51 日本糖尿病学会	74 日本救急医学会
4 日本生化学会	28 日本耳鼻咽喉科学会	52 日本矯正医学会	75 日本心身医学会
5 日本薬理学会	29 日本皮膚科学会	53 日本神経学会	76 日本病院管理学会
6 日本病理学会	30 日本泌尿器科学会	54 日本老年医学会	77 日本消化器内視鏡学会
7 日本癌学会	31 日本口腔科学会	55 日本人類遺伝学会	78 日本癌治療学会
8 日本血液学会	32 日本医学放射線学会	56 日本リハビリテーション 医学会	79 日本移植学会
9 日本細菌学会	33 日本保険医学会	57 日本呼吸器学会	80 日本災害医学会
10 日本寄生虫学会	34 日本医科器械学会	58 日本腎臓学会	81 日本心臓血管外科学会
11 日本法医学会	35 日本ハンセン病学会	59 日本リウマチ学会	82 日本リンパ網内系学会
12 日本衛生学会	36 日本公衆衛生学会	60 日本エム・イー学会	83 日本自律神経学会
13 日本民族衛生学会	37 日本衛生動物学会	61 日本先天異常学会	84 日本大腸肛門病学会
14 日本栄養・食糧学会	38 日本交通医学会	62 日本肝臓学会	85 日本超音波医学会
15 日本温泉気候物理医学会	39 日本体力医学会	63 日本形成外科学会	86 日本動脈硬化学会
16 日本内分泌学会	40 日本産業衛生学会	64 日本熱帯医学会	87 日本東洋医学会
17 日本内科学会	41 日本気管食道科学会	65 日本小児外科学会	88 日本小児神経学会
18 日本小児科学会	42 日本アレルギー学会	66 日本脈管学会	89 日本呼吸器外科学会
19 日本感染症学会	43 日本化学療法学会	67 日本新生児学会	90 日本医学教育学会
20 日本結核病学会	44 日本ウイルス学会	68 日本人工臓器学会	91 日本医療情報学会
21 日本消化器病学会	45 日本麻酔学会	69 日本免疫学会	92 日本疫学会
22 日本循環器学会	46 日本胸部外科学会	70 日本消化器外科学会	93 日本集中治療医学会
23 日本精神神経学会	47 日本脳神経外科学会	71 日本臨床病理学会	
24 日本外科学会	48 日本輸血学会		

社団法人 日本医師会定款

附 日本医師会定款施行細則
 日本医学会施行細則
 日本医師会裁定委員会規則
 代議員会議事規則、議事運営委員会規則

目 次

社団法人日本医師会定款	日本医学会施行細則
第 1 章 名称及び事務所	第 1 章 分科会
第 2 章 組 織	第 2 章 会 議
第 3 章 目的及び事業	第 3 章 日本医学会總會
第 4 章 会 員	第 4 章 分科会会長会議
第 5 章 役員及び顧問	附 則
第 6 章 理事会及び常任理事会	
第 7 章 代議員及び予備代議員	日本医師会裁定委員会規則
第 8 章 代議員会	
第 9 章 総 会	代議員会議事規則
第10章 日本医学会	第 1 章 総 則
第11章 裁定委員会	第 2 章 議 事
第12章 委員会	第 3 章 発 言
第13章 団体契約及び意見表明	第 4 章 表 決
第14章 会 計	第 5 章 議案及び動議
第15章 参 与	第 6 章 委 員 会
第16章 事務局	第 7 章 規 律
第17章 雑 則	第 8 章 議事録
附 則	第 9 章 補 則
	附 則
社団法人日本医師会定款施行細則	
第 1 章 会員及び会費	議事運営委員会規則
第 2 章 役員選挙	
第 3 章 議長及び副議長選挙	
第 4 章 代議員及び予備代議員選挙	
第 5 章 裁定委員選挙	
附 則	

第10章 日本医学会

(学 会)

第40条 本会に、日本医学会(以下「学会」という。)を置く。

(構 成)

第41条 学会は、各分科会をもって構成する。

2 分科会は、別に定めるところにより、医学の各専門分野に応じて、区分する。

(目 的)

第42条 学会は、本会と密接な連携の下に、医学に関する科学及び技術の研究促進を図り、医学及び医療の水準の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第43条 学会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 日本医学会総会の開催
- (2) 日本医学会シンポジウムの開催
- (3) 医学及び医療に関する情報の収集と伝達
- (4) その他学会の目的達成上必要な事業

2 学会が前項の事業を行う場合には、本会会員及び各分科会会員は、これに参加することができる。

(学会の役員)

第44条 学会に、次の役員を置く。

- (1) 学 会 長 1人
- (2) 学会副会長 3人
- (3) 幹 事 若干人

2 学会長及び学会副会長は、評議員会において、別に定めるところにより、各分科会会員の中から選挙する。

3 幹事は、評議員会の承認を得て、学会長が委嘱する。その員数に関しては、学会長が定める。

(評議員)

第45条 評議員は、各分科会ごとに、それぞれ1人を置く。

2 評議員は、各分科会ごとに、その所属会員が選挙する。

3 評議員のほか、各分科会には、別に定めるところにより、連絡委員を置く。

(学会の役員等の職務)

第46条 学会長は、学会を代表し、学会の会務を総理する。

2 学会副会長は、学会長を補佐し、あらかじめ学会長の定められた順位により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 幹事は、学会の会務を処理する。

4 評議員は、学会の重要な会務を審議する。

(学会の役員等の任期)

第47条 学会長、学会副会長及び評議員の任期は、2年とする。

2 幹事の任期は、4年とし、別に定めるところにより、2年ごとにその半数を改選するものとする。

(理事会等への出席発言)

第48条 学会長及び学会副会長は、本会の理事会、代議員会及び総会に出席して、意見を述べることができる。

(日本医師会長との協議)

第49条 学会長は、学会の重要な会務については、本学会長と協議し、了承を得るものとする。

(学会に関する細則)

第50条 学会に関する必要な細則は、学会の提案に基づき、代議員会の議決を経て、別に定める。

定款第50条の規定に基づき、日本医学会施行細則を次のように定める。

目 次

第1章 分科会 (第1条 第5条)

第2章 会議 (第6条 第12条)

第3章 日本医学会総会 (第13条 第16条)

第4章 分科会会長会議 (第17条)

附 則

日本医学会施行細則

第1章 分科会

(分科会会長)

第1条 各分科会は、それぞれ分科会会長1人を置く。

2 分科会会長は、各分科会において選挙する。

3 分科会会長の任期は、各分科会において、それぞれ定める。

(連絡委員)

第2条 各分科会には、それぞれ日本医学会連絡委員1人を置く。

2 連絡委員は、評議員に事故があるときはその職務を代理し、評議員が欠けたときはその職務を行う。

(分科会の区分)

第3条 日本医学会の分科会は、次のとおりとする (表3参照)

(分科会の重要事項の報告)

第4条 各分科会の日本医学会評議員は、その分科会の重要事項等を、年度ごとに学会長に報告しなければならない。

(分科会の新規加入)

第5条 分科会として新規加入しようとするものは、別に定める内規により、評議員会において決定する。

第2章 会議

(会議)

第6条 会議は、評議員会、幹事会及び協議会とする。

(定例評議員会及び臨時評議員会)

第7条 評議員会は、定例評議員会及び臨時評議員会の2種とする。評議員会は、評議員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 評議員会の議決に関して必要な事項は、別に定める内規による。

3 評議員会は、評議員をもって組織し、学会長が毎年1回2月に招集し、その議長となる。ただし、都合によりその開催時期を変更することができる。

4 臨時評議員会は、学会長が必要と認める場合に招集する。ただし、3分の1以上の評議員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時評議員会招集の請求があったときは、学会長は、2月以内に、これを招集しなければならない。

(評議員会の任務)

第8条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を得なければならない。

- (1) 学会の事業計画
- (2) 日本医学会総会の会頭及び副会頭の選出並びに開催地及び会期の決定

(3) 日本医学会に関する日本医師会の定款及び日本医学会施行細則の変更に関する事項

(4) その他重要な会務に関する事項

2 学会長は、学会の事業及び会計の概要については、評議員会に報告するものとする。

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事をもって組織し、学会長が随時招集し、その議長となる。

(幹事会の任務)

第10条 次に掲げる事項については、幹事会の議決を得なければならない。

- (1) 評議員会に提案すべき事項
- (2) 会務の運営に関する事項
- (3) その他重要な会務に関する事項

(協議会)

第11条 協議会は、学会長及び副会長をもって組織し、毎週1回定期的に開催し、会務の運営に関する事項について協議する。

(委員会の設置)

第12条 学会長は、必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

第3章 日本医学会総会

(学会総会)

第13条 日本医学会総会(以下「学会総会」という。)は、医学及び医療の振興、情報の伝達を図る目的をもって、4年に1回開催する。

2 学会総会に関して必要な事項は、別に定める。

(会頭、副会頭及び準備委員長)

第14条 学会総会に、会頭1人、副会頭2人、準備委員長1人及び委員若干人を置く。

2 学会総会の会頭及び副会頭は、評議員会において選挙する。

3 学会総会の準備委員長及び委員は、会頭がこれを委嘱する。

(会頭、副会頭及び準備委員長の職務)

第15条 会頭は、学会総会の執行に関する会務を総理するとともに、学会総会を開催する。

2 副会頭は、会頭を補佐して、学会総会執行に関する会務を掌理し、会頭に事故があるときはその職務を代理し、会頭が欠けたときはその職務を行う。

3 準備委員長は、会頭の命を受けて、委員と連絡協議し、学会総会の事務を処理総括する。

4 学会総会の会頭、副会頭及び準備委員長は、次の学会総会に至る間の一切の会務を処理する。

(学会総会の開催地及び会期の決定)

第16条 学会総会の開催地及び会期の決定は、評議員会の議決するところによる。

第4章 分科会会長会議

(組織、招集及び運営)

第17条 分科会会長会議は、各分科会会長をもって組織し、学会総会の会頭が学会長と合議の上、随時これを招集する。

2 分科会会長会議は、学会総会会頭が議長となり、学会総会に関する事項について協議する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、昭和61年1月1日から施行する。

(旧細則廃止)

2 日本医学会関係施行細則(昭和23年3月8日)は、廃止する。